

和市民第 2 7 8 号
令和 7 年 7 月 2 4 日
(2 0 2 5 年)

介護サービス事業所 代表者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

戸籍への氏名フリガナ記載に関する対応について (依頼)

改正戸籍法が施行され、戸籍への氏名フリガナの記載が始まっています。本籍地が和歌山市にある方へ 7 月 2 2 日から 7 月 3 1 日にかけて、戸籍に記載予定の氏名のフリガナが通知されます。つきましては、下記のとおりご協力いただくようお願いいたします。

記

1 氏名フリガナの通知を受領後の届出について

通知されたフリガナが正しい場合は届出不要です。通知されたフリガナが令和 8 年 5 月 2 6 日以降にそのまま戸籍に記載されます。誤りがある場合は、令和 8 年 5 月 2 5 日までに届出が必要です。年金を受給されている方については、通知されたフリガナと年金受取口座のフリガナが相違していると、年金振込が一時的に停止される恐れがありますので特に注意が必要です。

2 依頼事項

介護サービスの利用者宅へ訪問された際に、ご本人やご家族の方に

「戸籍に記載予定の氏名フリガナを確認していただいたか」お声掛けをお願いします。

また、施設に入所されている方場合はご家族の方に、お声掛けをお願いします。

3 お問い合わせ先

戸籍のフリガナコールセンター 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 3 2

平日 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分

和歌山市	市民環境局	市民部
市民課	戸籍班	
電話	0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 2 8	
F A X	0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 7 8	

戸籍にフリガナが記載されます

本籍地の市区町村から戸籍に記載される
予定の氏名の**フリガナ**の通知が届きます



通知された**フリガナ**を**必ず確認**！



正しい場合

届出不要です。

今回通知されたフリ
ガナが令和8年5月
26日以降に戸籍に
記載されます。



誤っている場合

令和8年5月25日までに
正しいフリガナの届出が必
要です。以下のいずれかで届
出てください。

- (1) 窓口（本庁舎1F特設窓口
またはサービスセンター）
- (2) スマホやパソコン(マイホ[®]-外)
- (3) 郵送（※）

※届書は本庁舎等の窓口で配布しています。
ホームページからダウンロードもできます。

【年金を受給されている方へ】

通知されたフリガナと年金受取口座のフリガナが
相違していると、年金振込が一時的に停止される
恐れがあります。必ずご確認ください。

詳しくは
こちら→



【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかり
ません。届出をしなくても罰則は
ありません。

◇お問い合わせ先◇

和歌山市役所 市民課

戸籍のフリガナコールセンター

電話：073-435-1232

平日 午前8時30分～午後5時15分